

契約書（案）

1. 件名 庁舎等清掃業務（姫路自動車検査登録事務所）一式
2. 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
3. 履行場所 神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所
独立行政法人自動車技術総合機構姫路事務所 自動車検査場
兵庫県姫路市飾磨区中島福路町 3322
4. 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税込）
5. 契約保証金 予算決算及び会計令第100条の3第3号及び独立行政法人自動車技術総合機構会計規程第43条の規定により免除

記

支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 ○○ ○○ 及び独立行政法人自動車技術総合機構 近畿検査部長 ○○ ○○（以下「発注者」という。）並びに○○○○（以下「受注者」という。）は、神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所の清掃業務について、次のとおり契約を締結する。

第1条 受注者は、庁舎等清掃業務（姫路自動車検査登録事務所）一式 仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、業務を履行する。

第2条 発注者は、受注者に適宜業務に関して書面による報告を求めることができる。

第3条 受注者は、本契約の履行にあたり、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第4条 受注者は、発注者の書面による承認を得たときを除いて、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

第5条 受注者は、業務を実施するために必要な器具及び消耗品等を負担する。

第6条 受注者は、作業を履行した月の翌月に、次に示す金額を支払請求書により発注者

に請求する。

- (1) 発注者（独立行政法人自動車技術総合機構 近畿検査部長）に請求する金額
＝**庁舎に係る契約金額(総額)×17.10%（円未満四捨五入）**＋**検査場に係る契約金額（総額）**
 - (2) 発注者（神戸運輸監理部長）に請求する金額
＝**契約金額(総額)－発注者（独立行政法人自動車技術総合機構 近畿検査部長）に請求する金額**
- 2 発注者は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に当該請求金額を受注者に支払う。
- 3 受注者は、発注者が自己の責に帰すべき事由により前項に定める期間内に当該請求金額の支払をしないときは、遅滞日数に応じ年利 2.5%の割合で計算した額（円未満切捨て）の遅延利息を当該発注者に請求できる。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、支払うことを要さない。

第7条 発注者は、受注者が次の一に該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が受注者の責に帰さない事由により契約の解除を申し出たとき。
- (2) 受注者が正当な理由によらず、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) 本契約の履行について、受注者又は受注者の代理人若しくは使用人に不正又は不当な行為があったとき。
- (4) 受注者の社会的信用失墜行為があったとき。
- (5) 受注者が本契約を履行することができないことが明らかとなるとき。
- (6) 受注者が本契約の条項に違反したとき。

第8条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関

し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあってはその役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第9条 受注者及び受注者の使用人は、本契約の履行にあたって知り得た発注者の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第10条 契約条項について疑義が生じたとき又は本契約書に定めのない事項は、三者協議のうえ定め、協議により解決できないときは、神戸地方裁判所に調停の申し立てをし、この調停に服する。

第11条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

- どしているとき認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

本契約を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号
支出負担行為担当官
神戸運輸監理部長 ○○ ○○
(T4800012000003)

発注者 大阪府寝屋川市高宮栄町12番1号
独立行政法人自動車技術総合機構
近畿検査部長 ○○ ○○
(T1011105001930)

受注者

別紙

清掃業務種類別単価（税込）

日常清掃	定期清掃	窓ガラス清掃
円/月	円/回	円/回